

# 06 因果関係など

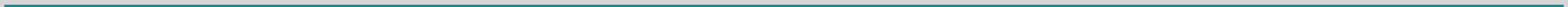
## (入口・本体)

独禁法の講義 2022 - 10k

~~独禁法オンデマンド講義2022~~

---

入口



3

9k76-89 10k76-92

- \* 因果関係 10k76-80 9k76-80 特に
    - \* 2の(2) 福井県ガソリン (9k78) 10k78
    - \* 3の(1) 紙 (9k79) 10k79
    - \* 3の(3) 長崎県 (9k80) 10k80
  - \* 事業者 9k81-82 10k84-85
  - \* 9k82-84 → 「人材と競争」 ver.2022-04-16
  - \* 9k84-86 は簡単に
    - \* 10k88-89
  - \* 9k86-89 は各論への橋渡し
    - \* 10k89-92
- ↓  
10k85-88

本体

---

- \* 行為と弊害の因果関係
- \* 総説 9k76 理論的に未開拓
- \* 具体例 **10k76-77**
  - \* 並行的な排他的取引
    - ▶ 滝澤紗矢子 『競争機会の確保をめぐる法構造』 2009
  - \* 他のいくつか
    - ▶ 本体
    - ▶ 展望

\* 佐久間正哉＝山中義道・公正取引750号（平成25年）



- ▼平成23年4月下旬から5月の連休明けにかけてミタニ（元売系）とプライベートブランド系競合店が値下げ。
- ▼（相互に値下げを繰り返したのではなく）価格が据え置かれていたところ、仕入価格が上昇してミタニのみが供給に要する費用を著しく下回った（PB系は仕入価格が相対的に安い）。
- ▼9月初旬、元売系競合店が同等価格まで値下げ。この時点では仕入価格は下がっており供給に要する費用を著しく下回っていない。
- ▼12月、元売系競合店の値上げを受けて数日後にミタニや他の競合店が値上げに転じ解消。

# 福井県並行的ガソリン廉売 9k78 10k78

「・・・4市において最大手の石油製品小売業者であるミタニの販売行動が他の事業者に与える影響は大きく、また、当該廉売期間において、ミタニは対前年比でレギュラーガソリンの販売数量を増やしたのに対し、これらに対抗できない周辺の給油所はレギュラーガソリンの販売数量を一定程度減らした。 中、小

しかし、ミタニによる当該廉売が行われていた期間において、ほぼ同等の価格でレギュラーガソリン販売している事業者（競合店）が相当数存在し、これらの事業者もまたその販売数量を増やしていたこと、さらに、これらの事業者による他の周辺の給油所への影響も無視できないこと等を考慮すると、ミタニの行為は、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いに留まると認められたものと考えられる。 中、小

寄与度



\* H27企1 p15

また、上記に加え、一般両更クラフト紙の市場規模は縮小傾向であるものの、市場シェアの変動が比較的大きい分野であることをも考慮すれば、上記第5の4記載の一斉価格改定の状況はみられるものの、本件企業結合により、~~同一~~一斉価格改定がよりやりやすくなるとは言えず、当事会社が他社と協調して一般両更クラフト紙の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。





## ウ 対馬等3経済圏

対馬等3経済圏では、当事会社以外に店舗を置いて貸出しを行っている競争事業者は存在せず、対馬経済圏及び壱岐経済圏では、本件統合後に当事会社グループの市場シェアは約95%となる。また、新上五島経済圏のPは、約20%の市場シェアを有しているが、同経済圏の市場規模が極めて小さい一方、特定の中小企業に対して多額の貸出しを行ったことを反映したものにすぎない。以上から、対馬等3経済圏においては、実質的な競争事業者は存在せず、競争事業者からの競争圧力は認められない。

他方、一般的に、各事業者にとって最も効率的な供給量（最小最適規模：事業者にとって平均費用が最低となる供給量）との関係で一定の取引分野における市場規模が十分に大きくなく、複数の事業者で需要を分け合うと効率的な事業者であっても採算が取れず、複数の事業者による競争を維持することが困難な場合（このような場合には、事業の譲受けにより競争事業者を創出しようにも、不採算を理由に事業の譲受先が見つからないと考えられる。）には、当該複数の事業者が企業結合を行い1社となったとしても、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

対馬等3経済圏は、市場規模が極めて小さく<sup>10</sup>、当事会社グループは店舗等の合理化を図ってきたにもかかわらず採算が取れていない状況にあるため、複数の事業者による競争を維持することが困難であると認められる。また、競争事業者に対するヒアリングによれば、競争事業者の創出のため、仮に対馬等3経済圏の店舗が譲渡されるとしても、当該店舗の譲受けを希望しないとのことである。

以上から、対馬等3経済圏では、本件統合により競争を実質的に制限することとはならないと認められるが、ほぼ独占状態となることから、その弊害が生じないよう所要の措置が講じられることが望ましい。

H30企10 p79

- \* 令和元年改定後の第4の2（9）

- \* 第4の2「単独行動による競争の実質的制限  
についての判断要素」

(9) 一定の取引分野の規模

複数の事業者が事業活動を行うと、効率的な事業者であっても採算が取れないほど一定の取引分野の規模が十分に大きくなり、企業結合がなくても複数の事業者による競争を維持することが困難な場合には、当該複数の事業者が企業結合によって1社となったとしても、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと通常考えられる。

- \* 行為なかりせば存在した事実

競争制限の程度

競争変数が  
左右される



企業結合行為

t

10k81-83  
に書きました

- \* 消費者以外は全て事業者
  - \* 消費者契約法と同じ
- \* 芝浦最高裁判決
  - \* 「反対給付」や「反覆継続」は怪しい
- \* 「人材と競争」 ver.2022-04-16



10k85-88

- \* 誰が違反者となるか
- \* 主観的要素

10k89-92

- \* だいたいの成り立ち
  - \* 一部で2階建
- \* 詳しいことは1巡目には不要

